

# 令和元年度 第15回庁議要旨

日時：令和元年11月13日（水）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館及び北上館の閉館について（総務部・雄勝総合支所・北上総合支所）

復興まちづくり情報交流館は、震災からの復旧・復興事業の進捗状況や地域のまちづくりの取り組みに関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として市内4箇所に設置され、雄勝館は平成28年5月、北上館は平成28年3月にそれぞれ開館した。

本施設は、設置当初より、新たな震災伝承施設が整備された時点で閉館することとしており、雄勝地区においては、雄勝中心部地区拠点エリア整備事業により、「雄勝硯伝統産業会館」が、また北上地区においては北上につこり地区拠点整備事業により「北上総合支所・公民館複合施設」が本年度末までに整備される予定となっており、両施設において情報交流館の機能を承継することとなる。

両地区の拠点エリア整備事業によって新たに整備される施設に情報交流館の機能を承継することにより、震災復興情報の継続的な発信と地域を訪れる人たちと市民の交流を促進し、地域の活性化を図る。

#### (1) 主な内容

##### 【廃止する施設】

石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館及び石巻市復興まちづくり情報交流館北上館

##### 【施設の概要】

区分	雄勝館	北上館
位置	石巻市雄勝町上雄勝二丁目8番11号	石巻市北上町十三浜丸山41番地2
設置年月日	平成28年5月23日	平成28年3月8日
建物構造	木造平家建（トレーラーハウス）	軽量鉄骨造平家建
延床面積	103.17㎡	124.41㎡

#### (2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に石巻市復興まちづくり情報交流館条例の一部改正について提案（令和2年4月1日施行予定）

令和2年 1月～ 石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館及び北上館閉館の周知

3月 石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館及び北上館閉館

令和2年 4月 供用開始

## 2 石巻市消防団の組織の再編等について（総務部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸部地域等について、被災された住民の転居等による居住者の減少と消防団員の大幅な減少により被災前と同様の組織運営が難しくなったことから、被災された住民を対象とした防災集団移転促進事業及びその地域に必要な消防団施設設備の復旧が完了したことを受け、現組織の運用から地域の実情に沿った組織再編が必要となった。

地域の実情に沿った組織再編をすることで、消防団としての活動について適正な運用を図るもの。

### (1) 主な内容

石巻市消防団について、被災した沿岸部及び防災集団移転促進事業による新たな街における組織の再編等を行い、45分団41部198班を41分団58部175班にする。詳細は別添のとおり。

### (2) 今後の予定

令和2年3月 石巻市消防団の組織等に関する規則の改正（令和2年4月1日施行予定）

## 3 災害援護資金償還金の償還免除の対象範囲の拡大等について（福祉部・総務部）

災害援護資金の貸付を受けた者の現状に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関設置等を定めた「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年6月7日公布され、同年8月1日から施行された。

国の法令等の改正に準拠し、災害援護資金償還金の償還免除の対象範囲を拡大するとともに、官公署に対し調査することができるものとする。併せて、合議制機関の設置について「石巻市災害弔慰金等支給審査委員会」を充てることにより、借受人の資力等に応じた適切な対応と支給決定の迅速化を図るもの。

### (1) 主な内容

#### ① 償還免除

市は、破産及び再生（個人）が決定した者は、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする（連帯保証人が設定されている場合を除く）。

#### ② 調査

市は、償還免除や支払猶予の判断に係る資産・収入状況について、本人同意がない場合でも、官公署に対し調査することができるものとする。

#### ③ 合議制の機関

市は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を審査する機関（審査委員会）を設置するものとする。

なお、審査委員会は、現在要綱にて設置している「石巻市災害弔慰金等支給審査委員会」を条例設置とするものであり、委員の報酬は、現行と同額の、勤務1日につき1万4千円と規定する。

(参考) 当該委員会は、弁護士、医師等8名で構成されており、被災当時の診療録等から死亡と震災との因果関係を審査するなど、専門的な知識が必要であり、審議内容が石巻地区広域行政事務組合介護認定審査委員と類似しているため、同様(勤務一日につき1万4千円)の取り扱いとしている。

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について提案(公布の日から施行予定)

#### 4 石巻市複合文化施設の指定管理者の指定について(教育委員会)

東日本大震災により被災し解体した石巻市民会館及び石巻文化センターの再建にあたり、文化ホール機能と博物館機能を併せ持つ石巻市複合文化施設として整備を進めており、令和3年3月に開館の予定となっている。

本施設の管理運営について効果的かつ効率的に運営するため、指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

石巻市複合文化施設の指定管理者の指定

① 施設概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建

所在地：石巻市開成1番地8

建築物の最高高さ：36.08m

敷地面積：22,323.89㎡

建築面積：8,403.14㎡

延べ面積：13,271.71㎡

駐車場：348台

② 指定管理者候補者及び選定方法

選定候補者 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 理事長 阿部 和夫

(石巻市成田字小塚裏畑54番地)

選定方法 非公募

選定理由 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団は、本市において芸術文化の普及振興を展開することにより、広く芸術文化及び地域の発展に寄与する目的で設立された財団である。

同財団は、30年にわたる芸術文化事業の実績を有し、市民に対して質の高いサービスを提供している。施設の管理運営については、河北総合センター等の類似施設を指定管理しており、芸術文化施設運営のノウハウや専門知識を有している。

さらに、震災後の被災者を対象とした事業において、多くの実績を積んでおり、本市の芸術文化振興を担う団体として、今後もより質の高い芸術文化の発信が可能である。

指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

③ 指定管理期間を令和2年4月1日からとする理由

芸術文化ホールと博物館機能を有する大規模な複合施設であり、新たな施設の特性上、開館後の貸館に対する受付及び相談、施設管理及び設備に関する準備等に時間を要することから、今回、指定管理者の指定を行うもの。

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為の一般会計補正予算について提案  
令和2年 3月 指定管理に係る基本協定の締結  
4月 指定管理に係る年度協定の締結  
同月 指定管理者による事前予約等の準備業務開始  
12月 石巻市複合文化施設建設工事完了  
令和3年 3月 石巻市複合文化施設開館

5 石巻市総合運動公園の指定管理者制度の導入及び指定管理者の指定について（教育委員会・建設部）

石巻市総合運動公園（セイホクパーク石巻）は、スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に資するため、平成12年4月に供用を開始し、その後石巻トレーニングセンターや南ブロック（第3工区）の整備を進め、本年7月には多目的フィールドの供用を開始した。

これまで市の直営により管理運営を行ってきたが、公共施設の適正な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入を検討してきた。

総合運動公園の設置目的を考慮しつつ、効果的、効率的な施設の運営を行い、住民サービスの向上を図るため、令和2年度から指定管理者制度へ移行し、指定管理者の指定を行うもの。

(1) 主な内容

石巻市総合運動公園の指定管理者の導入及び指定管理者の指定

① 施設概要

施設名 石巻市総合運動公園（セイホクパーク石巻）

所在地 石巻市南境字新小堤18番地ほか

有料施設 石巻市民球場、石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、フットサルコート、石巻トレーニングセンター、テニスコート（3面）、フットボールフィールド（2面）、多目的フィールド

無料施設 やすらぎ広場、こども広場、更衣室、屋外トイレ、駐車場、駐輪場

その他の管理施設 備品倉庫、南北ブロック連絡歩道橋ほか

② 指定管理者候補者及び選定方法

選定候補者 特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会 会長 伊藤 和男  
（石巻市泉町三丁目1番63号）

選定方法 非公募

選定理由 特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会は、子どもにスポーツの歓びを教え、地域・住民の体力づくりを推進し、スポーツの普及向上を図りスポーツ振興及び健康

づくりに関する事業を行い、健康で明るい住民の育成に寄与するために設立された団体であり、現在市内44のスポーツ団体（単協）が加盟しており、独自事業のほか市の各種スポーツ振興事業を担っている。

また、平成24年度からは石巻市総合体育館の指定管理者として、スポーツの普及や健康増進事業の実施などの実績があり、屋内・屋外のスポーツ施設をより効果的かつ効率的に活用し、質の高い市民サービスの提供と利用の促進が見込まれることから、同協会を指定管理者として選定するものである。

③ 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

## (2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為補正予算提案

令和2年 3月 指定管理者に係る基本協定書の締結

4月 指定管理者に係る年度協定書の締結、指定管理の開始

## 6 道の駅「上品の郷」の指定管理者の指定について（河北総合支所・産業部）

道の駅「上品の郷」は地域資源の有効活用と地域産業の活性化を図るとともに経済・情報・交流の拠点と賑わいの場を創出する目的を効率的かつ効果的に達成するため指定管理者制度を平成17年から導入しているが、3期目の指定管理期間が令和2年3月31日で満了する。

指定管理期間満了に伴い、道の駅「上品の郷」の指定管理者について、令和2年4月1日から指定するもの。

### (1) 主な内容

① 施設名：石巻市道の駅「上品の郷」

② 所在地：石巻市小船越字二子北下1番地1

③ 施設概要： 開館：平成17年3月26日

敷地面積：15,536.09㎡

延床面積：3,577.85㎡

構造：木造（一部RC）平家造

④ 施設内容：地域振興施設（農産物等直売所・レストラン・売店・管理事務室）

温泉保養施設（ふたごの湯）

道路情報コーナー・トイレ施設

駐車場

⑤ 指定期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

⑥ 選定候補者：株式会社かほく・上品の郷 代表取締役 末永 佑工

（石巻市小船越字二子北下1番地1）

⑦ 選定方法：非公募

⑧ 選定理由：道の駅「上品の郷」の管理運営については、平成17年3月18日から指定管理者制度を導入し、株式会社かほく・上品の郷を指定管理者としている。

同社は、道の駅「上品の郷」の管理運営を目的として設立された会社（市の持株比率89%）であり、平成17年3月の施設開設以来、現在まで指定管理者として

管理運営を行っており、同施設の運営に際してのノウハウを蓄積している。また、株主である出店者も客のニーズにあった販売戦略に努力している。

このような管理運営体制を勘案すると、他に適正な管理運営ができる団体はないものと思慮されることから、令和2年度以降についても引き続き株式会社かほく・上品の郷を公募によらない指定の候補者として指定しようとするものである。

⑨ 指定管理料：なし

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案

令和2年 1月 指定管理者の指定について通知

3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理者による管理運営開始

【その他】

・会計年度任用職員制度の開始に伴う報酬等の取り扱いについて（財務部）

以 上